

会計年度任用職員 に応募される皆様へ

会計年度任用職員は、地方公務員法第 22 条の 2 の規定に基づき任用される非常勤職員です。

服務規律（守秘義務や職務に専念する義務等）を遵守する姿勢が求められ、懲戒処分等の対象にもなります。

1. 法令遵守

地方公務員法の適用を受ける職員となります。以下は概要となります。

(1) 服務の根本基準（第 30 条）

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない、とされています。

(2) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（第 32 条）

職務の遂行にあたっては、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない、とされています。各種法令等を遵守するほか、係長、課長補佐、課長など、上司の職務上の命令には忠実に従わなければなりません。

(3) 信用失墜行為の禁止（第 33 条）

職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない、とされています。飲酒運転、酒気帯び運転のみならず、スピード違反や信号無視、運転中の携帯電話等の操作などの危険運転は絶対にしないよう、交通ルールを守りましょう。その他の違法行為や迷惑行為も厳に慎みましょう。

(4) 秘密を守る義務（第 34 条）

業務上知りえた個人情報や行政情報について、家族、友人、知人等に話すことはもとより、SNS などにより不特定多数の人に周知するような行為は絶対にやめましょう。職を退いた後も同様です。

(5) 職務に専念する義務（第 35 条）

勤務時間中は、職務に専念する義務を負います。

(6) 政治的行為の制限(第36条)

職員は、政治団体の結成に関与したり、団体の役員となることができません。また、これらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をすることも禁止されています。選挙運動についても、制限があります。

(7) 争議行為等の禁止(第37条)

スト権はありません。企て、共謀、そそのかし、煽りも禁止されています。

(8) 営利企業への従事等の制限(第38条) ※ パートタイム職員を除く

任命権者の許可なしに、商業、工業、金融業など、営利を目的とする私企業の役員となったり、経営をしたり、報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない、とされています。

2. その他の留意点

パートタイムの会計年度任用職員は、営利企業への従事等の制限については対象外ですが、市への届出が必須となり、市の職務等に影響がある場合は認められません。

始業時間には速やかに市民対応ができる態勢を整える必要があります。勤務開始時刻には余裕をもって出勤することが求められます。

業務時間中は必ず名札を着用しなければなりません。

TPOをわきまえ、他者、特に市民に対し不快な印象を与える服装や身だしなみ、言葉遣いは避けなければなりません。

挨拶をする、連絡事項を確実に伝える、報告は速やかに行う、相談し合いながら組織的に動くなど、社会人としての一般的な常識が求められます。